

第 5 次

玉湯地区地域福祉活動計画

—— 平成31(2019)年度～平成35(2023)年度 ——

めざそう！ ささえあい 助けあいの町 たまゆ

平成31年3月

玉湯地区社会福祉協議会

第5次玉湯地区地域福祉活動計画（目次）

1. 基本的事項
2. 実施計画表
3. 計画策定委員会設置要領・委員名簿
4. 計画検討委員会設置要領・委員名簿
5. 計画策定委員会審議等の経過概要
6. 計画策定委員会審議過程等での主なご意見概要
7. 参考資料

1. 第5次玉湯地区地域福祉活動計画の基本的事項

(1) この計画に掲載する取組み

◇この計画に掲載する取組みは、玉湯地区社会福祉協議会（以下「玉湯地区社協」という。）が行う、地域の福祉課題を解決・緩和しようとする、次のいずれか一つ以上の取組みとします。

- ① 玉湯地区社協の人・ネットワークを投入する取組み
- ② 玉湯地区社協のお金を投入する取組み
- ③ 玉湯地区社協の設備等を投入する取組み

(2) この計画の福祉目標（※副題）

◇「めざそう！ ささえあい 助けあいの町 たまゆ」

2. 実施計画表

Ⅰ. 高齢者の元氣な暮らしをお手伝いします			
活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
1. 見守りネットワークづくり	① 一人暮らし高齢者や高齢世帯等を支える近隣レベルのネットワークづくりに努める ② 高齢者の見守り・訪問活動の充実を図る ③ 様々な取組みを通して身近な「見守り」視点の定着を図る	① 新聞配達業務の協力を得た見守り活動について引き続き継続されるよう努める ② 配達業務の協力を得た見守り活動について検討を行う ③ 高齢者給食サービス・年末そば配食サービス活動について継続する ④ 現在活動中の様々な取組みに「見守り」機能が付加されるよう一層の充実に努める ⑤ 民生児童委員・福祉推進員の連携強化により見守りのスキルアップ等を図る	民生児童委員、福祉推進員、福祉会・いきいきサロン、要配慮者支援会議、自治会、寿会、他
2. いきいきサロン・ふれあいサロンの充実	① 高齢者が様々な交流を通して心身ともに元氣な高齢者をめざす ② いきいきサロンの一層の充実・活発化 ③ 見守りとしても機能	① 地区社協として、いきいきサロン活動が充実し継続されるよう支援する ② いきいきサロンが一層充実・活発化するよう移送サービスを提供する ③ いきいきサロン参加者にとって大きな魅力で、引きこもり対策でもある「お出かけ」が引き続きできるよう努める ④ いきいきサロンのお世話をする後継者づくりについて検討する	福祉会・いきいきサロン、市社協、他
Ⅱ. 認知症の理解や介護予防をお手伝いします			
活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
1. 認知症を知る学ぶ講座の開催	① 認知症について、民生児童委員や福祉推進員などの福祉関係者に限らず、一般の市民を含め多くの方が知る学ぶ機会を提供する	① 認知症について自らのこととして知る学ぶ機会をつくる ② 「地区社協だより」「公民館だより」「告知端末・お知らせ君」など、様々な媒体を通して広く知らせ、できるだけ多くの方が知る学ぶ機会を創出する ③ 身近な福祉会やいきいきサロン、寿会など、様々な機会をとおして効果的に理解が深められるよう努める	包括支援センター、市玉湯支所、JCHO 玉造病院、他
2. 介護予防のための健康教室の開催	① 介護予防のための知識・技術等について、民生児童委員や福祉推進員などの福祉関係者に限らず、一般の市民を含め多くの方が知る学ぶ機会を提供する	① 介護予防のための知識・技術等について、高齢者やその家族を含め、多くの方が知る学ぶ機会をつくる ② 各地区福祉会(いきいきサロン)等の場を通してその機会とする ③ 「地区社協だより」「公民館だより」「告知端末・お知らせ君」など、様々な媒体を通して広く知らせ、できるだけ多くの方が知る学ぶ機会を創出する	福祉会・いきいきサロン、JCHO 玉造病院、市玉湯支所、他

Ⅲ. 子育て・子育てをお手伝いします

活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
1. 青少年福祉教育の推進	①人(他者)を思いやる気持ちを育み、子どもたちの健全な育成を図る	①地区社協が、関係行事に参加し、関係機関との連携を図る(あいさつ運動の推進、高齢者との交流、等) ②学校、公民館と福祉活動について連携する	玉湯町青少年育成協議会、玉湯町子ども会連合会、学校、公民館、民生児童委員、主任児童委員、自治会、福祉会、他
2. 「家庭の日」「ふれあい体験」等の取組み	①子育て中の親の「気づき」を促し、親が「テレビ等に子守をさせる」のではなく、子どもとの「会話」「関わり」「ふれあい」を実践するよう誘導し、子どもの成長過程におけるテレビ等の様々な弊害を排除する契機とする ②子どもたちが、情報端末など新しいメディアと適切に接するよう取組む	【具体的取組内容】①玉湯青少年育成協議会、公民館、学校、PTA など関係機関と連携し、各団体とともに活動を推進・実施する ②地域関係機関・団体等とともにネットワーク強化を通して推進する ③町内で行われる、子どもたち対象の「ふれあい体験」等が一層広範に取り組みされるよう努める。	福祉会、子ども会、玉湯青少年育成協議会、公民館、学校、PTA、他
3. 「健やかな玉湯の子」をめざした取組み	①読み聞かせ等を通して、子どもたちの自己肯定感や自己信頼感、健全な社会性などを育み、子どもたちの健全育成を図る	①子どもたちの人間形成過程で大切な様々な効果が期待できる読み聞かせ活動を支援する ②子どもたちが抱える課題等の解決・緩和に向け検討等を図る	読み聞かせ活動グループ、保育所、幼稚園、小学校、玉湯つどいの広場、他
4. 児童の見守り活動	①子どもたちの安全・安心を図る	①青色防犯パトロール活動を通して、子どもたちへの犯罪等を抑止する ②スマートフォンなど様々なメディアの弊害から子どもたちを守るよう努める ③地区社協・各自治会等が連携し「子ども110番」等の一層の活用に努める	湯の郷たまゆ見守り隊、地域安全推進委員会、民生児童委員、主任児童委員、玉湯青少年育成協議会、公民館、自治会、他
5. 乳幼児の子育て・子育て支援	①孤立しがちな子育てや子ども自身の子育て等を見守り支援する	①つどいの広場の活動を支援する ②子育て中の親子への声かけを推進する ③子育て中の親子と地域の高齢者などの大人等との交流を通して子育て・子育て支援を行う	玉湯つどいの広場、母子保健推進員、食生活改善推進員、民生児童委員、主任児童委員、保育所、幼稚園、公民館、他

Ⅳ. 障がい者を自らのこととして理解されるよう努めます

活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
1. 障がい者(児)への理解等促進	①障がい者の地域参加に努める ②障がい者(児)やその家族との交流に努める	①誰もが障がい(者・児)について自らのこととして理解する地域となるよう努める ②地域の行事・活動参加について障がい者(児)への呼びかけに努める ③自治会の防災訓練への障がい者(児)参加に努める ④障がい者が地域と関わりやすい雰囲気づくりに努める ⑤湯町福祉会・玉造福祉会による関係福祉施設交流の継続等支援に努める	福祉会、民生児童委員、福祉推進員、他
2. 障がい関係学習会の開催	①福祉関係者だけでなく一般の市民にも幅広く「障がい」について理解を深める機会を提供する	①障がい(者・児)について、自らのこととして知る・学ぶ機会を設ける ②障がい者との関わり方等を学ぶ機会を設ける ③島根県等が進める「あいサポート運動」の積極的な活用・展開を図る ④車椅子や視覚障がいなどの体験研修を実施する ⑤障がい者福祉施設について学ぶ機会提供に努める(障がい者福祉施設の見学や同施設主催行事への参加等)	市社協、自治会、他
3. 障がい者福祉施設との関わり強化	①障がい者福祉施設入所者が地域とふれあう機会を増やす等により、障害の有無にかかわらず共に生きる(共生)地域社会づくりを進める	①障がい者福祉施設と公民館等が連携を密にし、まずは多くの市民が同施設を訪れ施設関係者や入所者とふれあうことでボランティア活動参画への意識を高めるよう、そのための場づくりに努める ②障がい者福祉施設入所者が福祉会や公民館・自治会行事等に参加するなど地域とふれあう機会が増えるよう、福祉会支援等を通じた調整に努める	福祉会、障がい者福祉施設、自治会、公民館、市玉湯支所、他

V. その他の福祉課題対応に努めます

活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
1. 民生児童委員・福祉推進員の連携	①民生児童委員と福祉推進員の情報共有を図り、各々の活動の充実・強化を図る	①民生児童委員・福祉推進員合同研修会等の開催・実施を通して情報共有を図り、各活動を充実・強化するとともに、町内会等各小地域毎の取組み充実にも努める	民生児童委員、福祉推進員、他
2. 通院・買物等不便の緩和・解消	①病院等通院の不便緩和・解消を図る ②買物の不便緩和・解消を進める	①通院等に欠かせないコミュニティバスについて、今後引き続き運行が継続されるよう努める ②コミュニティバス活用などにより通院等の一層の不便緩和・解消を図る ③様々な民間サービス等の活用により買物等の不便緩和・解消を図る ④「困ったときの相談先等」一覧表を作成し全戸配布する ⑤その他、買物等の不便解消・緩和に向け検討等に努める	玉湯地区コミュニティバス利用促進協議会、市社協、市玉湯支所、自治会、他
3. 多彩な能力発揮の促進	①多彩な能力の発揮の促進に努める	①様々な能力発揮の場の提供に努める ②ボランティアについて公民館との相互協力を行う	市社協、公民館、他
4. 健康スポーツへの参加促進	①様々な健康スポーツへの参加を通して、心身ともに元気な高齢者等をめざす ②見守りとしても機能	①健康スポーツへの参加促進を図る ②地区社協にある健康スポーツの各種道具類の利用促進を図る	寿会、自治会、福祉会、体育協会、他
5. 福祉施設のネットワーク化	①町内福祉施設のネットワーク化について検討	①町内福祉施設のネットワーク化を検討する	町内福祉施設、包括支援センター、市玉湯支所、JCHO 玉造病院、他
6. 誰もが安心して暮らしやすい環境づくり	①誰もが安心して暮らしやすい環境づくりを進める	①地域の道路・歩道・公園などの公共施設について、市民から改善等の声があれば、内容等を確認のうえ、関係自治会等へその旨を伝える	自治会、福祉会、要配慮者支援会議、民生児童委員、主任児童委員、福祉推進員、市社協、公民館、寿会、ボランティア、玉湯つどいの広場、包括支援センター、他

活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
7. 世代間交流の取組み	①小・中学生と高齢者との交流を通して、生きていく上での教訓や「子ども達の力」などを相互に得て、健全な育みや元気につなげる	①高齢者と子どもとの交流に努める	寿会、福祉会・いきいきサロン、玉湯つどいの広場、学校、他
8. 福祉推進員等の研修	①地域福祉に関わる福祉推進員等の資質等向上	①福祉推進員等の資質等向上のため、介護保険制度や介護実習等の研修を行う	福祉推進員、市社協、包括支援センター、他
9. 健康まつえ21基本計画の推進	①健康や食・運動・検診などの普及啓発を通して、高齢者等の元気・健康をめざすとともに、国保負担の軽減、医療費の低減にも努める	①健康まつえ21たまゆ推進隊(地区社協事務局)の活動を中心に、健康や食・運動・検診などを普及啓発する	健康まつえ21たまゆ推進隊、市玉湯支所、民生児童委員、福祉推進員、自治会、寿会、PTA、体育協会、他

VI. 自らの福祉課題対応力強化に努めます

活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
1. 福祉課題の把握	①座談会開催やアンケート実施など、様々な機会を活用して、地域福祉課題の把握に努める	①地区社協は勿論のこと、福祉会や自治会などが行う様々な機会を通して、地域の福祉課題の把握に努める ②先進地事例資料収集や、研修会等への参加、他地区との情報交換などを通して、様々な新しい取組みを地域の福祉課題解決に生かす	福祉会、自治会、民生児童委員、福祉推進員、市玉湯支所、公民館、市社協、包括支援センター、他
2. 広報活動の強化	①地区社協が行う様々な福祉課題解決等の取組みについて積極的な広報活動を行い理解・共感を得る ②様々な関係福祉情報を広く知らせる	①「地区社協だより」「公民館だより」「告知端末・お知らせ君」、新聞、テレビ等の様々な媒体を活用して、積極的な広報活動を行う ②多くの地域福祉活動を広く知らせる等の「福祉の集い」継続開催に努める ③地区社協の広範な取組みについて広く伝えるよう努める ④障がい者関係施設・団体等の取組みやその他福祉関係施設情報など、未だ十分周知されているとは言えないような事柄について、周知されるよう広報を行う	公民館、自治会、福祉会、市玉湯支所、他

活動名	活動目標	具体的取組内容	関係先等
3. 地域福祉活動計画の着実な実施・推進	①玉湯地区社会福祉協議会の様々な資源等を投入して、地域の福祉課題の解決・緩和を図る ②地域福祉活動計画を着実に実施し推進する	①玉湯地区社会福祉協議会の様々な資源等を投入して、地域の福祉課題の解決・緩和を図る ②地域福祉活動計画の着実な実施のため、その実施状況等を広く公表し計画推進を図る	自治会、寿会、福祉会、民生児童委員協議会、福祉推進員、他
4. 地域の福祉課題解決のための財源確保等	①地域の様々な福祉課題解決のための財源確保等に努める	①地域の様々な福祉課題解決に必要な財源確保等のため、チャリティーバザーの開催、一般会員の加入促進、法人会員・団体会員の新規加入促進に努め、篤志寄付金受付を行う	自治会、寿会、福祉会、企業、他

(注意) ① この計画は、玉湯地区社会福祉協議会が行う「人を投入する取組み」「お金を投入する取組み」「設備等を投入する取組み」を掲載しており、玉湯地区社会福祉協議会は計画に掲載する全ての取組みに関係するため、実施計画表の「関係先等」欄には「玉湯地区社会福祉協議会」は掲載しておりません。

② 実施計画表の「関係先等」欄へは、各取組みが関係すると見込まれる主な団体等を例示して掲載しています。このため、関係する全ての団体等を例示し掲載しているものではありません。

3. 第5次玉湯地区地域福祉活動計画策定委員会設置要領

第1条（目的） この要領は、会則第19条（施行の細則）の規定に準じ、平成30年度において、玉湯地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し計画策定のための取組みを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条（策定委員会委員） 策定委員会委員（以下「委員」という。）は、会則第6条（役員等）に定める理事及び評議員のなかから、広範な福祉等分野を考慮して玉湯地区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 策定委員会は、前項の委員14名以内で構成する。

第3条（任期） 委員の任期は、平成30年度中の、委嘱状に定めるとおりとする。

第4条（策定委員会委員長等） 策定委員会に策定委員会委員長（以下「委員長」という。）1名、策定委員会副委員長（以下「副委員長」という。）1名を置き、策定委員会の意を体して各々会長が指名する。

第5条（職務） 委員長は、必要に応じ策定委員会を招集し、その会議を総括する。

2 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

第6条（その他） この要領等に定めのないときは、会長協議のうえ別途定めるところによることとする。

附 則

この要領は、平成30年8月10日から施行する。

4. 玉湯地区地域福祉活動計画検討委員会設置要領

第1条（目的） この要領は、会則第18条（施行の細則）の規定に準じ、平成30年度において、玉湯地区地域福祉活動計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、策定過程の計画について、玉湯地区社会福祉協議会会則に沿った内容であることの適合性・整合性の確認など検討等を誠実にを行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2条（検討委員会委員） 検討委員会委員（以下「委員」という。）は、会則第6条（役員等）に定める理事等福祉関係者から、玉湯地区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 検討委員会は、前項の委員11名以内で構成する。

第3条（任期） 委員の任期は、平成30年度中の、委嘱状に定めるとおりとする。

第4条（検討委員会委員長等） 検討委員会に検討委員会委員長（以下「委員長」という。）1名、検討委員会副委員長（以下「副委員長」という。）2名を置く。

2 委員長には会長を、副委員長には同副会長をもって充てる。

第5条（職務） 委員長は、必要に応じ検討委員会を招集し、その会議を総括する。

2 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

第6条（その他） この要領等に定めのないときは、会長協議のうえ別途定めるところによることとする。

附 則

この要領は、平成30年8月10日から施行する。

5. 計画策定委員会審議等の経過概要

1. H30.8.10 第1回新計画検討委員会開催
2. H30.8.25 第1回新計画策定委員会開催（新計画策定諮問）
3. H30.9.12 第2回新計画検討委員会開催
4. H30.10.15 第3回新計画検討委員会開催
5. H30.11.1 第2回新計画策定委員会開催
6. H30.11.26 第4回新計画検討委員会開催
7. H30.12.10 第3回新計画策定委員会開催
8. H31.1.26 「ご意見等をお聴きする会」開催（第4回新計画策定委、第5回新計画検討委）
9. H31.2.5 第6回新計画検討委員会開催
10. H31.3.4 第7回新計画検討委員会開催
11. H31.3.6 第5回新計画策定委員会開催
12. H31.3.27 新計画答申（第6回新計画策定委）

6. 計画策定委員会審議過程等での主なご意見概要

- (1) 「新計画」は、フレーム等を含め、もっと分かりやすく
- (2) 「現計画」はよく出来ているので、「新計画」は「現計画」を踏まえた策定を
- (3) 「地域の課題」ではなく「地域で必要とされる福祉」を書き足して
- (4) 「地域の福祉課題」解決は、玉湯地区社協で「担える課題」への対応を
- (5) 玉湯地区社協も持続可能な視点で活動を
- (6) いきいきサロン等の福祉活動に携わる方々の高齢化・後継者対応
- (7) 認知症や孤独死の増加など、「2025年問題」への対応を
- (8) 「子育て」「子育ち」の視点で
- (9) 関係団体等と連携して「子どもの相対的貧困」の検討等
- (10) 障がいについて誰もが自らのこととして理解できるように
- (11) 地域福祉資源の効果的な活用のため福祉施設ネットワーク立上げ
- (12) 福祉の大切さや地域福祉を担う玉湯地区社協の地道な活動をもっと情報発信して
- (13) 買物等の不便解消・緩和への対応
- (14) 高齢者・子ども・障がい者以外の対策は「その他対策」として分かりやすく整理を
- (15) その他

7. 参考資料

- (1) 玉湯の人口等
- (2) 福祉推進員の状況
- (3) 民生児童委員等の状況
- (4) 福祉会の活動状況
- (5) いきいきサロン等なごやか寄り合い事業の開催状況
- (6) 要配慮者支援会議の設置状況
- (7) 福祉施設等一覧
- (8) 保育施設の状況
- (9) 高齢者等見守り体制
- (10) 子どもの見守り等の状況
- (11) 玉湯地区社協の事業3部(交流部・研修部・見守り部)の活動概要 【「福祉の集い」パネルより】
- (12) その他

(1) 玉湯の人口等

区 分			平成14年	平成19年	平成21年	平成25年	平成30年
人 口	全 体		6,141	6,207	6,262	6,520	6,831
	内 訳	男	2,909	2,913	2,939	3,044	3,245
		女	3,232	3,294	3,323	3,476	3,586
	0～14歳		803	734	771	873	1,063
	内 訳	男	390	367	385	450	555
		女	413	367	386	423	508
	15～64歳		3,974	3,917	3,886	3,825	3,750
	内 訳	男	1,965	1,919	1,907	1,854	1,859
		女	2,009	1,998	1,979	1,971	1,891
	65歳以上		1,364	1,556	1,605	1,822	2,018
内 訳	男	554	627	647	740	831	
	女	810	929	958	1,082	1,187	
高齢化率（％）			22. ²	25. ¹	25. ⁶	27. ⁹	29. ⁵
出生 状況	0歳児(人) 人口千人当		54 8. ⁸	59 9. ⁵	60 9. ⁶	87 13. ³	77 11. ³
	世帯数（世帯）		2,034	2,233	2,294	2,562	2,792
一人暮らしの高齢者（人）			66	78	213	258	365
高齢者世帯数(世帯) （人数）			75 （158）	80 （171）	— （183）	— （ — ）	691 （ — ）
介護認定者			—	214	305	351	402
要支援1			—	33	39	35	39
要支援2			—	31	42	38	35
要介護1			—	27	60	76	108
要介護2			—	42	54	69	71
要介護3			—	28	32	42	64
要介護4			—	36	42	56	53
要介護5			—	17	36	35	32
身体障がい者			—	—	299	255	—
知的障がい者			—	—	63	50	—
精神障がい者			—	—	21	21	—

(出典) ①公民館区別高齢者人口等統計表 ②松江市介護保険課資料

(2) 福祉推進員の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	人数	摘 要
布志名	12	一⑥ 二④ 三②
湯 町	11	東③ 西一① 西二③ 南② 灘②
本 郷	3	一① 二① 三①
根 尾	1	
柳 井	1	
別 所	2	
小金町	1	
玉 造	15	東② 西③ 中1③ 中2① 上③ 空② 下①
大 谷	7	一① 二① 三① 四① 五① 六① 七①
(計)	53	

(3) 民生児童委員等の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		民生児童委員		
		地 域	委員数	担 当 区 域
湖 南 包 括 支 援 セ ン タ ー (町 内 全 域 担 当)	主 任 児 童 委 員 (町 内 全 域 担 当)	布志名	1	東方面
			1	西方面
		湯 町	1	湯町東
			1	湯町西一 南 県営住宅
			1	湯町西二
			1	湯町灘
		林	1	本郷 小金
			1	根尾 柳井 別所
		玉 造	1	玉湯川東側の一部 玉湯川西側の一部
			1	玉湯川東側の一部 玉湯川西側の一部
			1	空口 玉造東 玉湯川東側の一部
			1	玉造上 湯田
			1	玉造西 玉湯川西側の一部
		大 谷	1	大谷一 二 三
			1	大谷四 五 六 七
1 名	2 名	(計)	15名	

(4) 福祉会の活動状況

地域	福祉会名称	活動概要
布志名	布志名福祉会	① 交流会・講習会等のいきいきサロンを開催 ② 民生児童委員・福祉推進員等と連携して高齢者見守り活動を実施 ③ その他の福祉活動を実施
湯町	湯町福祉会	① 地域内5カ所で様々ないきいきサロンを開催 ② 自治会・寿会・民生児童委員・福祉推進員、湯町灘要配慮者支援会議(灘地区)等と連携して高齢者等の見守り活動を実施 ③ その他の福祉活動を実施
本郷	本郷福祉会	① 季節の行事等のいきいきサロンを開催 ② 自治会・民生児童委員・福祉推進員、福祉会構成員、林本郷地区要配慮者支援会議(梓志郷守隊)の構成員等と連携して高齢者見守り活動を実施 ③ その他の福祉活動を実施
根尾	根尾福祉会	① 季節の行事等を開催 ② その他の福祉活動を実施
柳井	柳井地区福祉会	① 講習会等のいきいきサロンを開催 ② 自治会・寿会、民生児童委員等と連携して高齢者見守り活動を実施 ③ その他の福祉活動を実施
別所	別所福祉会	① 健康教室、季節の行事等のいきいきサロンを開催 ② 民生児童委員・福祉推進員・寿会・別所地区要配慮者支援会議(別所近助の会)と連携して高齢者等の見守り活動を実施 ③ その他の福祉活動を実施
玉造	玉造福祉会	① 地域内6カ所で多様なふれあいサロン、ミニデイサロンを開催 ② 自治会・町内会・民生児童委員・福祉推進員・寿会等と連携して高齢者見守り活動を実施 ③ その他の福祉活動を実施
大谷	大谷福祉会	① 地域内2カ所で様々ないきいきサロンを開催 ② 自治会・民生児童委員・福祉推進員・寿会等と連携して高齢者見守り活動を実施(予定) ③ その他の福祉活動を実施

(5) いきいきサロン等なごやか寄り合い事業の開催状況

(平成30年4月1日現在)

区 分		会 場	対象者	開催日等	開催内容
1	布志名いきいきサロン	布志名公民館	65歳以上	年約10回	外出、講習会、交流会、他
2	湯町東地区いきいきサロン	湯町公民館	65歳以上	年約12回・10～12時	外出、季節の行事
3	湯町西一地区いきいきサロン	湯町公民館	65歳以上	年約12回・10～12時	外出、季節の行事
4	湯町西二地区いきいきサロン	湯町公民館・向市集会所	65歳以上	毎月約1回・10～12時	外出
5	湯町南地区いきいきサロン	湯町南集会所	65歳以上	年約12回・9.30～12.00	外出、講習会
6	湯町灘地区いきいきサロン	湯町灘地区集会所	65歳以上	年約12回・10～12時	季節の行事
7	本郷いきいきサロン・お茶飲み会	本郷公民館	65歳以上	年7回・10～13時	外出、季節の行事、小物作り、他
8	柳井地区福祉会	柳井公会所	地区住民	年約5回	外出、講習会
9	別所いきいきサロン	別所集会所	65歳以上	年約6回	季節の行事、GG、外出、講習会
10	小金町ふれあいサロン	小金町集会所	概ね65歳以上	年3～4回	ゲーム、外出、講習会
11	玉造下ふれあいサロン	玉造下公会所	65歳以上	年約3回	
12	玉造西ふれあいサロン	玉造西みどう館	65歳以上	年約3回	外出、季節の行事、講習会
13	玉造上ふれあいサロン	玉造上公会所	65歳以上の元気な方	年約10回	外出、茶話会、地区行事
14	玉湯中一・中二ふれあいサロン	玉作会館	65歳以上	年約4回	講演会、料理作り
15	玉湯空口ふれあいサロン	玉作会館	65歳以上	年約6回	健康講座、講演会、季節行事、他
16	玉造東高齢者ふれあいサロン	玉造東集会所	65歳以上	年約3回	外出、手芸、季節行事、健康講座、他
17	玉造ミニデイサロン	玉作会館	65歳以上	原則・毎月第3木曜	外出、講習会、ゲーム、季節行事、他
18	大谷上地区いきいきサロン	大谷5地区公会所	概ね70歳以上	年6回	健康講座、季節の行事、他
19	大谷下地区いきいきサロン	大谷1地区公会所	概ね70歳以上	原則・隔月第1木曜	ゲーム、季節行事、講習会、他

(6) 要配慮者支援会議の設置状況

① 別所地区要配慮者支援会議

【根拠】別所地区要配慮者支援会議規約

【愛称】別所ご近助の会（規約1条）

【目的】独居高齢者、障がい者等の要配慮者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、平常時及び災害時における要配慮者の支援体制構築を図るとともに、「お世話をする人」「お世話をしてもらう人」など固定的な偏りができるだけ少ない、地域でお互いに助け合う「共助」「お互い様」の定着を目的とする（規約2条）

【事業】（1）平常時の取組み / ①要配慮者への見守り活動 ②要配慮者への支援者の選任 ③要配慮者の各種相談等
（2）災害時の取組み / ①関係機関への要配慮者情報の提供 ②できる範囲で要配慮者の安否確認 ③できる範囲で要配慮者の避難誘導等支援
（3）その他支援会議の目的を達成するために必要な取組み（規約3条）

② 湯町灘地区要配慮者支援会議

【根拠】湯町灘地区要配慮者支援会議規約

【愛称】灘皆援隊

【目的】要配慮者（高齢者、障がい者、幼児等）が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるように情報を共有し、支援をしていく

【事業】▷支援マップ・地区内浸水予測マップ作成配布 ▷市玉湯支所・玉湯駐在所に設立・協力の訪問要請 ▷湯町防災隊・行政(市玉湯支所・駐在所)に災害時の必要な情報提供を要請 ▷医療経験のある方に災害時の一次避難者ケアを依頼 ▷地区内住民に灘皆援隊の活動目的の広報配布 ▷特殊詐欺の手口を例示し注意喚起 他

③ 林本郷地区要配慮者支援会議

【根拠】林本郷地区要配慮者支援会議規約（高齢者見守り活動要綱）

【愛称】拝志郷守隊

【目的】65歳以上の高齢者全ての方を対象とし、特に75歳以上で夫婦二人世帯・独居者の方々が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう最

新の情報を提供し、平常時及び災害時における支援体制を図ることを目的とする

- 【事業】（１）平常時の活動（民生児童委員主導、要配慮者宅への訪問・見守り活動、生活支援・健康相談等の総合相談）
- （２）災害時の活動（防犯対策、地区内要配慮者への情報提供、万一の場合の避難誘導と場所・薬・用具等の必要な支援、地区内の定期的な見回り）
- （３）その他の活動（組織の目的達成のため、公民館利用の各種行事開催、健康増進活動の屋外行事などを実施）

(7) 福祉施設等一覧

(平成30年4月1日現在)

① 玉湯町総合保健福祉センター(市立)

施設名	場所	TEL	運営主体	概要
松江市サン・エールたまゆ	湯町683-8	(0852) 62-9546	松江市 (健康推進課所管)	子育て支援センター (たまゆつどいの広場) 【平成11.4設立】

② 高齢者福祉施設

施設名	場所	TEL	運営主体	概要
養護老人ホーム カセン 花仙	湯町1924-1	(0852) 62-8500	(社福)隠岐共生学園	養護老人ホーム 定員50名 【平成21.4設立】
湯の里 湖畔の家	湯町334-39	(0852) 62-8181	(株)レーク・ケア	住宅型有料老人ホーム 定員17名 【平成20.4設立】
玉湯すずかけの樹	湯町1186-1	(0852) 62-1234	(株)ライフサポート山陰	住宅型有料老人ホーム 定員28名 【平成29.10設立】
心暖 有料老人ホーム	湯町190-1	(0852) 62-1166	(株)ウォームス	住宅型有料老人ホーム 定員41名 【平成23.12設立】
玉造病院付属健康増進ホーム	玉造1210	(0852) 62-0313	(独)地域医療機能推進機構 健康増進ホーム玉造	健康増進ホーム 【平成13.4設立】

③ 障がい者福祉施設

施設名	場所	TEL	運営主体	概要
NPO法人 ひだまり	湯町1801-1	(0852) 62-2550	特定非営利活動法人 ひだまり	障がい者福祉サービス事業所 (就労継続支援B型) 定員20名 【平成19.1設立】
まがたま	玉造1649-2	(0852) 62-2535	(社福)上口福祉会	障がい者支援施設定員60名・短期入所 生活介護定員80名 【昭和62.4設立】
サポートセンター まがたま	玉造918-7	(0852) 62-2535		サポートセンター(計画相談・障害児相談等)・グループホーム定員32名 【平成24.4設立】
江友 布志名事業所	布志名637-83	(0852) 62-2200	(株)江友	障がい者福祉サービス事業所 (就労継続支援A型) 定員20名 【平成22.3設立】

④ 介護保険施設

施設名	場所	TEL	運営主体	概要
JALまね福祉センター 「サン・エールたまゆ」デイサービス	湯町683-8	通所(0852) 62-0466 短期(0852) 62-9333	島根県農業協同組合	通所介護・短期入所生活介護 定員20名 【平成11.4設立】
JALまねくにびきヘルパーステーション		(0852) 62-8010		訪問介護 【平成27.3設立】
JALまねくにびき介護相談センター		(0852) 62-8043		居宅介護支援 【平成11.4設立】
独立行政法人 地域医療機能推進機構 玉造病院	湯町1-2	(0852) 62-1560	独立行政法人 地域医療機能推進機構	訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション 【平成19.5開始】
湯の里 湖畔	湯町334-39	(0852) 62-8181	(株)レーク・ケア	通所介護 【平成20.4設立】
訪問介護事業所 たまゆの杜	湯町1924-1	(0852) 62-8502	(社福)隠岐共生学園	訪問介護 【平成21.4設立】
居宅介護支援事業所 たまゆの杜		(0852) 62-8501		居宅介護支援 【平成21.4設立】
認知症対応型デイサービス ふるさと		(0852) 62-8503		認知症対応型通所介護 【平成21.4設立】
小規模多機能型居宅介護 ふるさと		(0852) 62-8500		小規模多機能型居宅介護 【平成21.4設立】
地域密着型特別養護老人 ホーム たまゆの杜				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員29名 【平成21.4設立】
小規模多機能型居宅介護事業所 玉湯すずかけの樹	湯町1186-1	(0852) 62-8150	(株)松江テクノサービス	小規模多機能型居宅介護 【平成21.12設立】
ニチイケアセンター松江玉造	湯町189-1	(0852) 62-8171	(株)ニチイ学館	認知症対応型共同生活介護 定員18名 【平成22.8設立】
コハル心暖居宅介護支援事業所	湯町190-1	(0852) 62-0560	(株)ユニティー	居宅介護支援 【平成23.12設立】
コハル心暖デイサービスセンター		(0852) 62-0230		通所介護 【平成23.12設立】
ヘルパーステーション ^{コハル} 心暖		(0852) 62-1166		訪問介護 【平成23.12設立】
訪問介護事業所玉湯 ひまわり	湯町1186-1	(0852) 62-1234	(株)ライフサポート山陰	訪問介護 【平成29.10設立】
サンキ・ウエルビィ グループホーム玉湯	湯町1989-1	(0852) 62-3220	サンキ・ウエルビィ(株)	認知症対応型共同生活介護 定員18名 【平成24.6設立】

(8) 保育施設の状況

(平成30年4月1日現在)

社会福祉法人 玉造厚生会 湯町保育園

開 園 昭和47年 4月 玉造保育園開園
昭和53年 4月 湯町保育園開園
昭和62年 4月 玉造・湯町保育園統合し湯町保育園となる。

保育目標 “仲よく、元気で、素直な自己表出(表現)ができる”子どもの育成
～ お互いのよさを認め育ち合う姿をととして～

学級編制

クラス名	年齢	男	女	計
ひよこ組	0歳児	3	4	7
こりす組	1歳児	6	4	10
りす組	1、2歳児	7	9	16
こぐま組	2、3歳児	12	11	23
うさぎ組	3歳児	12	10	22
ぱんだ組	4歳児	18	10	28
きりん組	5歳児	16	11	27
合 計		74	59	133

保育時間

月曜日～金曜日

保育標準時間
午前7時～午後6時
保育短時間
午前8時30分～
午後4時30分
延長保育
～午後7時

土曜日

合同保育
午前7時～午後6時
一時保育

(平成30年4月1日現在)

社会福祉法人 はなぶさ 玉湯さくら保育園 ・ 第2玉湯さくら保育園

平成23年 4月 開園(平成30年 4月 開園)

*()内は第2玉湯さくら保育園

保育目標 自然の中で、地域の中で伸び伸びと育つ子どもたちと共に

保育時間 通常保育 7:00～18:00 延長保育～20:00 一時保育

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
現員	11 (9)	22 (15)	24 (12)	23 (11)	30 (7)	20 (0)	140 (54)

(9) 高齢者等の見守り体制

(平成31年3月31日現在)

地 域	高齢者等見守り体制
布志名	① 民生児童委員・福祉推進員等で構成する「布志名福祉会」が中心となり、地域内の高齢者見守り活動を実施 ② いきいきサロン開催による高齢者見守り活動
湯 町	① 湯町自治会・湯町福祉会・湯町寿会・湯町灘要配慮者支援会議(灘若援隊)・見守りサポーター等で構成する「高齢者見守り組織」が湯町5地区を分担し、湯町自治会役員・地区役員・消防団OB・地区有志で構成する「湯町防災隊」と情報共有しつつ、地域内の高齢者見守り活動を実施 ② いきいきサロン開催による高齢者見守り活動 ③ 湯町灘地区要配慮者支援会議(灘若援隊)による高齢者等見守り活動
本 郷	① 本郷自治会・本郷寿会・民生児童委員・福祉推進員等で構成する「高齢者見守り活動組織」が、本郷地区を4班で分担して、地域内の高齢者見守り活動を実施 ② いきいきサロン開催による高齢者見守り活動 ③ 林本郷地区要配慮者支援会議(林若援隊)による高齢者等見守り活動
根 尾	① 根尾自治会の正副会長、根尾福祉会長、根尾寿会長で「高齢者見守り組織」を構成し、地域内の高齢者見守り活動を実施 ② いきいきサロン開催による高齢者見守り活動
柳 井	① 柳井自治会役員・柳井福祉会長・柳井寿会長・玉湯地区社協理事・地区担当民生児童委員で構成する「柳井地区高齢者見守り隊」と、地域内の4つの各組長・福祉委員・寿会委員で構成する「組単位の高齢者見守り隊」により、地域内高齢者見守り活動を実施 ② いきいきサロン開催による高齢者見守り活動
別 所	① 別所福祉会が、民生児童委員・福祉推進員・別所寿会・別所地区要配慮者支援会議(別所ご近助の会)と連携して、高齢者見守り活動を実施 ② いきいきサロン開催による高齢者見守り活動 ③ 別所地区要配慮者支援会議(別所ご近助の会)による高齢者等見守り活動
小金町	① いきいきサロン開催による高齢者見守り活動
玉 造	① 玉造自治会・町内会・玉造寿会・玉造福祉会・民生児童委員会等の連携より、地域内の「高齢者見守り活動」を実施 ② ふれあいサロン開催、ミニデイサロン開催による高齢者見守り活動
大 谷	① 大谷自治会、民生児童委員・福祉推進員等の玉湯地区社協関係者、大谷寿会で構成する「高齢者見守り班」により地域内高齢者見守り活動を実施 ② いきいきサロン開催による高齢者見守り活動

地 域	高齢者等見守り体制
玉湯町内全域	① 玉湯地区社会福祉協議会が主催し、民生児童委員・調理ボランティア・配食ボランティア等の多くの皆様のご理解を得て実施している、毎月2回の「ふれあい弁当配食」、年末の「年末そば配食」による高齢者等見守り活動 ② 玉湯地区社会福祉協議会が、「新聞配達事業者」の皆様のご理解を得て、協定を結んで実施している高齢者等の見守り活動 ③ 「民生児童委員」活動の一環として行われている高齢者等見守り活動

(10) 子どもの見守り等の状況

① 湯の郷たまゆ見守り隊(青パト)の活動状況

区 分	隊員 (H30.7.3)
布志名	3
湯 町	19
林	6
玉 造	18
大 谷	12
(計)	58

平成29年度 活動実績
パトロール回数 211回
出動延べ人数 321人

② 子ども110番連絡所

区 分	設置数 (H31.3.1)
布志名	7
湯 町	10
林	6
玉 造	12
大 谷	8
和名佐	3
(計)	46

コンビニ への設置数
布志名 1
湯 町 2

(設置数 (H31.3.1) 再計)
49

2018 交流部活動

2018. 10. 27

2018 活動方針:地域エネルギーの引き出し～活性化～

1. 子育て支援活動 □まあまさん・食改体制の強化
 ～・食育講座 ・伝統食講座 ・幼児食講座 ～
2. 地域福祉強化目指す活動 □福祉会との連携強化で地域福祉力の向上
 □地域福祉活動及び地域サロン活動の活性化支援
3. 住民の連携、福祉意識の高揚推進 □福祉のつどい(チャリティーバザー、展示、募金活動)

1. 食育講座

乳幼児期から望ましい
食生活・生活習慣の確立支援

心と体を育む離乳食講座
離乳食、虫歯予防啓発活動

(5月講座 離乳食試作)



(5月講座 親子試食)



開催：5月、7月、9月 予定：11月、1月

2. 伝統食講座

「花餅づくり」予定しています
昔から伝わる郷土菓子、食文化の保護・継承

3. 幼児食講座

ママの笑顔が一番の栄養！を目指せる楽しい講座予定してます

4. 交流事業

(1)福祉会会長会

会長会 10月1日開催。

「地域福祉の大切さ」再確認
地域福祉の向上を目指します。

(布志名)



(湯町)



(玉造)



(大谷)



(本郷)



(別所)



(柳井)



(根尾)



(2)小金サロン支援

年4回のサロン計画です。

市社協、玉湯支所、湖南包括他の
協力頂きいきいきと楽しいサロン
に向かってます。

(6月お出かけ)



(9月健康講座 k.k.25講演)



(3)センダン祭り支援

8月開催センダン祭り盛り上げ支援としてバルーンアートづくり。今年も「まあまさん」だより。社協役員・部員も汗だくで活動。

(社協新テント活用～幼児、児童楽しんでくれました)



(4)座禅の集い支援

今年で第13回の座禅、8月24日総勢110名が蓮光寺で実施。児童全員頑張りました。暑い中、スタッフに感謝感謝です。

(笑顔満載の集合写真)



(渴お願いし頑張りました)



(5)ひだまり交流支援

就労支援事業所ひだまりさんとの交流会12月14日(金)開催予定。社協支援で連続13回目。双方大変有意義な交流事業です。



ゲーム、カラオケ等全力疾走に感動(写真：昨年)

(6)まがたま交流支援

まがたま祭りボランティア支援参加

5. 福祉の集い

玉湯地区の地域福祉協業体の共同推進で住民相互の連携、ふれあいを深め地域福祉を高揚・発展させる活動。

「展示の部 10月27日～11月11日」

展示部署：市社協、社協専門部、各地域福祉会、サロンの活動紹介。



展示会場：昨年

「チャリティーバザーの部 11月11日」

福祉意識の裾野拡大・高揚と地区社協財源確保活動。住民の皆様、寿会、福祉会、企業様、各団体様に即売品提供頂き、元ともしび、コスモス、協力員で会場づくり。ご協力お願いします。



テーブルカット：昨年



バザー会場：昨年。

「募金活動の部 10月27日、11月11日」

交流部活動報告2



玉湯地区社会福祉協議会【研修部】の活動状況

【活動のねらい】▷玉湯地区社会福祉協議会【研修部】は、さまざまな研修等を通して、玉湯地域のさらなる福祉充実と、地域のさまざまな福祉課題解決に寄与することをめざしています。

① 民生児童委員・福祉推進員合同研修会（6月）

⇒ ＊地域の民生児童委員の皆さんと福祉推進員の皆さんによる、円滑な情報共有や地域の福祉課題解決へつなげることをめざしています。

（H30.6.25 / 市県共同設置・松江保健所 村下伯所長）



② 認知症研修会（9月）

⇒ ＊団塊の世代が後期高齢者となる、8年後の2025年には、認知症患者は700万人を突破して「65歳以上の5人に1人」と言われており、それまでにできるだけ多くの皆様に認知症の理解を深めていただくことをめざしています。



（H30.9.8 / 「認知症、転ばぬ先のちょっと体いい話」 ICHO玉造病院・芦沢信雄副院長他）

③ 障がいについて学ぶ会（11月）

⇒ ＊昨年は、松江市「障がい者差別解消条例」などを踏まえ、様々な障がいについて広く理解を得るため、「オトナと子どもの発達障がい」と題して松江市発達・教育相談支援センター（エスコ）による研修会を開催しました。



（H29.11.19 / 松江市発達・教育相談支援センター（エスコ）指導主事・小脇洋所長）

④ その他の諸取組み

玉湯地区社協見守り部の活動状況

◎ふれあい弁当会食交流会

毎月(7・8月は休止)第1・第3火曜日のふれあい弁当をご利用の皆様と調理・配食ボランティアの皆様の年に一度の会食交流会。



早朝から頑張る調理ボランティアの皆様



七夕飾りの準備をする利用者とスタッフ



当日のメニュー



七夕飾りを背景に和やかに会食



今年は食後に、皿回し等の演芸の催し物

◎ 地域の見守りネットワークの拡充



協定書を取り交わし、記念写真に納まる関係者

今年に入って町内で、高齢者の孤独死する事案が発生し、玉湯地区社会福祉協議会では見守り体制をさらに充実したいとの会長の意向を受け、読売新聞、山陰中央新報各新聞販売所、玉湯地区民生児童委員協議会、玉湯地区社会福祉協議会の4団体が「**高齢者の見守りに関する協定書**」を取り交わしました。

今後も見守り活動を通じて、安全で安心な住み良い玉湯にしたいとの思いで、各地区の自治会や、福祉会と共に連携を図っていくつもりです。

◎ 年末そば配食

高齢で独居の皆様に元気で年越しをして貰える様に、大谷そば同好会の方々の、手打ちそばを民生児童委員の皆様が配食。



大谷そば同好会の皆様



【民生児童委員の皆様と社協役員】

(12) その他

①「福祉」とは

■「福祉」とは …

- ▷「幸せ」や「豊かさ」を意味する言葉で、全ての住民に最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念をさす。
- ▷公的配慮によって、社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境。

■「社会福祉」とは …

- ▷ごく一般的に言えば低所得、要扶養、疾病、心身の障害、高齢などに起因する生活上の困難や障害に対して、その解決や緩和をめざして発展させられてきた社会的な施策と、そのもとにおいて展開される援助活動の総体である。

■「福祉」の法的根拠 …

- ▷憲法 第25条第1項 / すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 同第2項 / 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

■「教育」の法的根拠 …

- ▷憲法 第26条第1項 / すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 同第2項 / すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

② 「2025年問題」とは

■ 「2025年問題」とは …

- ▷ 「2025年問題」とは … 団塊の世代が2025年までに後期高齢者(75才以上)に達することにより、介護・医療費などの社会保障費の急増等が懸念されている問題。
- ▷ 「団塊の世代」とは … 1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)に生まれた戦後世代。 第一次ベビーブームに生まれた世代をさす。

■ 「2025年問題」の概要 …

- ▷ 世帯主が65才以上の高齢者である世帯数を見ると、「2005年=1,340万世帯」だったが、「2025年=1,840万世帯」に増加する(37.3%増)ことが見込まれている。
- ▷ 高齢者世帯の「約7割」を「一人暮らし世帯」「高齢夫婦のみ世帯」が占めることが見込まれる。特に「一人暮らし世帯」は「約37%」に達すると見込まれる。
- ▷ 医療保険給付は、「現在=42兆円」が「2025年=54兆円」に増加する(28.6%増)ことが見込まれる。この額は、徐々に衰える日本の国力で賄える額ではない。
- ▷ 2017年以降、病院や医師の数が減少傾向にあるが、一方で、医療が不可欠である高齢者が増加し続ける状況にあり、受診機会の減少や医療現場の人手不足や過重労働が表面化している。
- ▷ 65才以上の高齢者のうち「日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者」は、「2010年=280万人」だったのが「2025年=470万人」に急増する(67.9%増)ことが見込まれる。そして、8年後の2025年には、認知症高齢者は全体で700万人を突破して「65才以上の5人に1人」になると見込まれている。
(※介護者・要介護者ともに認知症という「認知介護」も増加していく可能性があるとの見方もある)
- ▷ 2025年の年金制度は、「支給金額の大幅な減少」「支給年齢の引上げ」など、その維持が非常に厳しい状況が見込まれる。

▷65才以上の「一人暮らし高齢者」の増加は男女ともに顕著で、親依存の未婚者(パラサイトシングル)も高齢者に仲間入りし「一人暮らし高齢者」の増加に拍車をかけることが見込まれる。こうしたことから「一人暮らし高齢者」が劇的に増加し、介護が追いつかず、2025年以降は「孤独死」の増加が見込まれる。

③「子育て」「子育ち」とは

■「子育て」とは …

- ▷「子育て」とは、(親・大人が)子どもを育てることです。
- ▷「子育て」とは、子どもを育てる側、つまり「大人を主語としています。
- ▷従って、「子育て支援」は、子どもを育てる側、つまり親・大人の支援を意味します。

■「子育ち」とは …

- ▷子どもには自ら育とうとする力があるとの考え方で、「子育ち」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長すること・そのさま、子ども自身が心身ともに成長する力を持っていること、の意味で使います。
- ▷従って「子育ち支援」は、自ら育とうとする子どもの成長を支援する意味です。
- ▷また、「親の子育て」「子育ち=自ら育とうとする子どもの成長」は、その過程で親を成長させる意味で「子育て(子育ち)は親育て」とも言われます。

④ 「子どもの相対的貧困」とは

■ 「相対的貧困」とは …

- ▷ ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態。
※対語「絶対的貧困」とは、生存充足の絶対量を確保し得ないものをいう。
- ▷ 世帯の可処分所得などから算出した数値が、国内に住む人々の中央値の半分（貧困ライン）に満たないケースをいう。

■ 「貧困ライン」とは …

- ▷ 国民の可処分所得の中央値の半分の所得額のこと。
- ▷ 2015年の「日本の貧困ライン」は、1人あたり122万円。（2015年の可処分所得の中央値は245万円で、その半分が貧困ラインのため122万円）
- ▷ 例えば「親1人、子ども2人の3人家族」だと、207万円が貧困ライン。
- ▷ なお「世帯あたりの貧困ライン」の算出は、家族で共有できる生活必需品も多いため、3人家族であれば、「3倍」ではなく、「ルート3倍=約1.7倍」とするため、「122万円×ルート3=207万円」となる。
- ▷ 「3人家族の貧困ライン」は「207万円/年」なので、月額にすると「約17万円」。「月額17万円」は、やりくりすれば親子3人なんとか暮らしていける額のような気もする。
- ▷ しかし、総務省統計局「家計調査」における2人以上世帯における1ヶ月間の消費支出の平均は、2016年で282,188円。それを踏まえれば、その生活に余裕は全くないことが見て取れる。

■ 「可処分所得」とは …

- ▷ 給与（年収）から所得税や住民税などの税金、年金や健康保険などの社会保険料を引いた金額のことで、所謂「手取り」と言われる金額の意。

■ 「子どもの貧困率」とは …

- ▷ 貧困ライン以下のレベルの生活を送る17歳以下の子どもの割合のことを「子どもの貧困率」という。
- ▷ 厚生労働省の2016年度「国民生活基礎調査」結果によると、日本の子ども

もの貧困率は、「2012年=16.3%」がピークで、実に「6人に1人が貧困状態」であった。

▷その後、「2015年度=13.9%」と若干改善が見られたものの、ここ20～30年でじわじわ上昇してきた数値であり、未だ予断を許さない危険水域にある。

■日本の「子どもの相対的貧困」の評価 …

- ▷貧困が繰り返される（貧困の連鎖）可能性大
- ▷日本の子どもの貧困率は、世界のなかでも突出
- ▷特に一人親家庭（中でも母子家庭）が厳しい